

地域ミニエコタウン事業 ～循環型社会形成推進の取組を支援します～

「岡山県資源循環推進事業」の承認

「岡山県循環型社会形成推進条例」第29条の規定に基づき、循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設などの整備「施設整備事業」や、新たなリサイクル技術の開発「技術開発等ソフト事業」などに対して、申請に基づき専門家等からなる「資源循環推進事業承認審査委員会」において厳正な審査のうえ、「岡山県資源循環推進事業」として承認します。

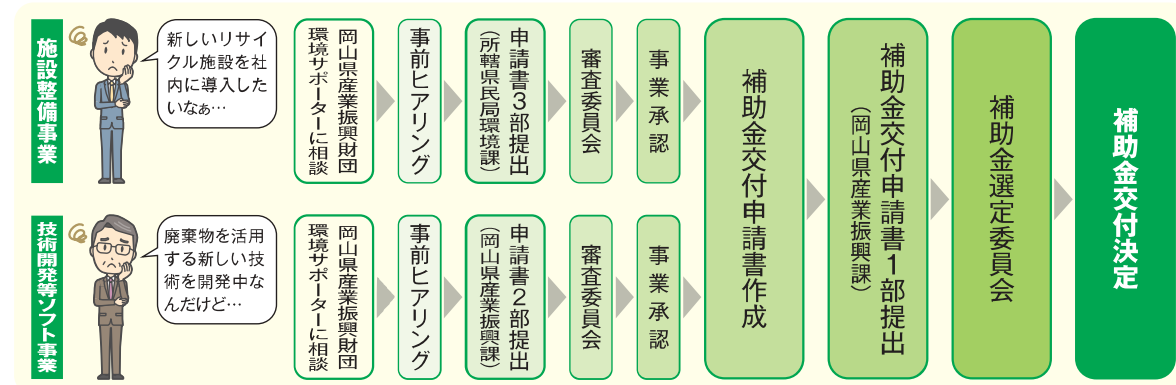
◆対象者 県内に事業所を有する民間事業者

◆承認の主なポイント

- ①従来の技術、システムと比べて**新規性・モデル性**があること
- ②**安全性**の確保や**環境の保全**に配慮されていること
- ③廃棄物処理上の課題克服につながる**必要性**があり、環境への負荷の低減について大きな**効果**があること
- ④**確実な実施**が見込まれること（資金、技術力、能力など）

注）整備しようとする施設、開発しようとする技術等は、申請者自らの取組によるものであることが必要です！！
他社が開発した技術・設備を単に導入・購入するだけ、あるいはライセンスを取得して実施するだけでは対象になりません。

◆事業承認から補助金交付までのスケジュール



注）補助金交付決定後に支払われる経費が補助対象となります（事業承認から補助金交付決定まで約2週間掛かります）

申請に係るお問い合わせ先	申請書提出先	許認可等に係るお問い合わせ先
公益財団法人岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 担当：環境サポーター TEL 086-286-9652 FAX 086-286-9676 申請様式は「B-net おかやま」 ホームページからダウンロード できます!!	【施設整備事業】 岡山県備前県民局地域政策部環境課 TEL 086-233-9805 岡山県備前県民局地域政策部環境課 TEL 086-434-7007 岡山県美作県民局地域政策部環境課 TEL 0868-23-1243	岡山県備前県民局地域政策部環境課 TEL 086-233-9805 岡山県備前県民局地域政策部環境課 TEL 086-434-7007 岡山県美作県民局地域政策部環境課 TEL 0868-23-1243
	【技術開発等ソフト事業】 岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班 TEL 086-226-7380	岡山県環境部産業廃棄物対策課 TEL 086-803-1303 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部 産業廃棄物対策課 TEL 086-426-3385

☆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に係る許認可等については上記機関との事前協議が必要となります

※本事業の財源は「岡山県産業廃棄物処理税」を活用しています

「循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金」及び 「循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金」

当該事業の円滑な実施を支援するため、予算の範囲内で承認事業の経費の一部を補助します。

施設整備事業「循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金」

対象事業	対象施設	補助対象経費	補助率	補助上限額
岡山県資源循環推進事業の内、規則第9条第1項第1号に定める事業（地域産業において蓄積された技術等を活用して原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的利用を推進する施設の整備を行う事業）であって、岡山県補助金の支援により事業の円滑な実施が確実となるもの	左記事業で整備される施設の内、新技術等を利用して原材料が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的利用を行う中核施設（一体不可分な付属設備を含み建屋を含まない）	・工事費 *付属工事費を含まない *土木工事費については、中核施設の設置に不可欠なもの（当該施設の基礎等）に限る ・機械装置費 ・設計費 ・諸経費 *知事が認めたものに限る	岡山市・倉敷市 1/4以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用を促進する施設の整備を行う場合は1/3以内）	750万円
			上記以外の地域 1/2以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用を促進する施設の整備を行う場合は2/3以内）	1,500万円

技術開発等ソフト事業「循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金」

対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
技術開発	原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源の循環的な利用又は廃棄物等の適正な処理を推進する技術を開発する事業	・人件費* ・原材料費 ・構築物借上費* ・機械装置費* ・工具器具費 ・外注加工費* ・その他*	1/2以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用に係る技術を開発する事業の場合は2/3以内）	400万円
用途開発	再生品又は再生品の新たな用途を開発する事業	・人件費* ・原材料費 ・構築物借上費* ・機械装置費* ・工具器具費 ・外注加工費* ・その他*	1/2以内 （ただし、指定循環資源を原材料等とする再生品の開発事業又は、指定循環資源を原材料等とする再生品の新たな用途の開発事業の場合は2/3以内）	
システム開発	原材料等が廃棄物となることの抑制又は循環資源の循環的な利用に係る仕組みを開発する事業	・人件費* ・旅費 ・構築物借上費* ・機械装置費* ・委託費* ・その他*	1/2以内 （ただし、原材料等が指定循環資源となることの抑制又は指定循環資源の循環的な利用に係る仕組みを開発する事業の場合は2/3以内）	
相互活用	事業活動等に伴い排出される廃棄物等の企業相互間の活用を促進する事業	・人件費* ・旅費 ・資機材費 ・消耗品費 ・委託費* ・その他*	1/2以内 （ただし、事業活動に伴い排出される指定循環資源の企業相互間の活用を促進する場合は2/3以内）	
環境意識向上	循環型社会の形成に向けた県民及び事業者の環境に関する意識の向上を図ることを目的として行われる事業	・人件費* ・旅費 ・資機材費 ・消耗品費 ・委託費* ・その他*	1/2以内	
その他	上記各事業のほか、原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用を著しく促進すると認められる事業	施設整備事業により整備した施設の見学施設等の整備 上記以外	・工事費 ・その他* 条例施行規則第9条第1項第2号から第6号に準ずる	1/2以内

注1）*は知事が認めたものに限ります。

注2）指定循環資源とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、現在は、「燃え殻」「ばいじん」「汚泥」「鉞さい」「廃プラスチック類」の5品目が指定されています。

注3）循環資源は産業廃棄物由来のものに限ります。